

令和7年度第1回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

令和7年7月22日

板橋区 区政情報課

令和 7 年 度

第 1 回情報公開及び個人情報保護審議会

日 時：令和 7 年 7 月 22 日（火）

午前 9 時 30 分～午前 11 時 20 分

会 場：南館 4 階 災害対策室 A B

○区政情報課長 皆さん、おはようございます。

それでは、お時間になりましたので、令和 7 年度第 1 回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと存じます。

審議会に先立ちまして、坂本区長からご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、おはようございます。大変暑い日が続きますけれども、今日は早朝から、皆様、お集まりをいただきました。誠にありがとうございます。

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会、今年度第 1 回目の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

情報公開と個人情報保護の推進については、開かれた信頼される区政の実現にとりましては、必要不可欠な取組であると考えております。

デジタルの技術の進展に伴いまして、年々、個人情報の取扱いというものが多様化しておりまして、区民からの制度に関する関心も高まる中、本審議会の重要性も高まっていると感じております。

委員の皆さんには、情報公開及び個人情報保護制度の運営に多大なるご理解、ご協力を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。

今回、新たに委員に就任いただきました方々におかれましては、ご多用な中、お引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、本審議会へのより一層のご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げたいと思います。

さて、本日の審議会におきましては、議題 1 件の他に、報告事項 4 件について報告を申し上げます。

皆様には、専門的な見地、また、多角的な視点からご審議を賜りますようお願い申し上げます。

結びとなりますけれども、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の委員の皆様のご健勝、また、ご活躍を祈念申し上げまして、簡単ではありますが、

挨拶とさせていただきます。どうぞ、本日はよろしくお願い申し上げます。

○区政情報課長 本審議会につきましては、今年度初めての開催で、新たに任期が開始となりましたので、会長選任までの進行を事務局で執り行わせていただきます。

お手元の資料6に基づきまして、名簿の順に沿って、審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。

私がお名前をお呼びいたしましたら、お席にてお立ちいただければと存じます。

なお、委嘱状につきましては、机上配付をさせていただきますことをご了承願います。

それでは、お名前をお呼びさせていただきます。

佐藤信行様。

○佐藤委員 中央大学の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 岩隈道洋様。

岩隈委員におかれましては、所用により、本日は欠席されております。

飯塚亜矢子様。

○飯塚委員 弁護士の飯塚亜矢子と申します。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 高木祥勝様。

○高木委員 高木でございます。板橋区に住んで、もう大分たちまして、ここが完全に故郷になっております。赤塚新町に住んでおります。よろしくお願い致します。

○区政情報課長 藤越泰博様。

○藤越委員 おはようございます。連合板橋の藤越と申します。よろしくお願い致します。

○区政情報課長 真野英人様。

○真野委員 真野でございます。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 高野淳美様。

○高野委員 民生・児童委員の高野と申します。よろしくお願いいたします。

○区政情報課長 浅野衣理奈様。

○浅野委員 区内で会社を運営させていただいております浅野と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○区政情報課長 河野雅子様。

○河野委員 河野でございます。板橋区に住んで36年の主婦でございます。よろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 一島ひろし様。

○一島委員 区議会議員の一島ひろしです。よろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 寺田ひろし様。

○寺田委員 同じく区議会議員の寺田と申します。よろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 おばた健太郎様。

○おばた委員 同じく区議会議員のおばたと申します。よろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 小林おとみ様。

○小林委員 同じく区議会議員の小林おとみです。よろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 尾科善彦様。

○尾科委員 副区長の尾科でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 長沼豊様。

○長沼委員 教育長の長沼でございます。よろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 以上15名の委員の方々です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、大変申し訳ございませんが、区長は次の公務のため、ここで退席させていただきます。

(区長 退席)

○区政情報課長 ここからは、着座にて進行を進めさせていただきたいと存じます。

続きまして、本審議会条例第5条で、会長、副会長を互選で定めることになっております。会長と副会長の推薦をいただきたいのですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

飯塚委員、お願ひいたします。

○飯塚委員 委員の飯塚でございます。会長につきましては、専門的な知見をお持ちであり、また、前期も円滑な議事運営を行ってくださった佐藤委員を推薦いたします。

また、副会長につきましても、前期に引き続き、学識経験者として専門的な知見をお持ちの岩隈委員を推薦いたします。

以上です。

○区政情報課長 ただいま、佐藤委員を会長に、岩隈委員を副会長にというご発言がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○区政情報課長 ありがとうございます。なお、岩隈委員におかれましては、本日、ご欠席でございますが、事前に、事務局より副会長への推薦があった場合の意向を確認させていただき、ご内諾をいただいておりますことをご報告させていただきます。

それでは、ただいま「異議なし」というお声をいただきましたので、特段の他のご意見がございませんでしたら、今期の審議会は、会長を佐藤委員に、副会長は岩隈委員にお願いしたいと存じます。

それでは、佐藤会長には会長席にお移りいただきまして、ご挨拶を頂戴いたしたく存じます。

(会長席へ移動)

○会長 ただいま、飯塚委員にご推薦をいただきまして、ありがとうございます。

皆様のご指名によりまして、会長に再び選任されました佐藤でございます。

随分長く委員を務めさせていただいておりますが、会長職も随分長くなっておりますので、毎回、毎回、もうこれで次の方にお譲りするのが望ましいと申し上げているのですが、状況の変化というものもございまして、法律の改正を跨いでの審議会ということもありまして、もう1期はやってくださいということ、今回こそ終わりにしたいと思っておりますが、今期もぜひよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここで、事務局職員をご案内させていただきたいと存じます。

初めに、総務部長の田中でございます。

○総務部長 総務部長の田中光輝です。どうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 IT推進課長の東でございます。

○IT推進課長 IT推進課長の東でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 私は、区政情報課長の荒井と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、配付資料の確認をお願ひしたいと存じます。

配布資料は、次第に記載のとおりでございます。

その他、本日、机上に「広報いたばし」、こちらを配付させていただいてございます。

資料の不足等がございましたら、事務局にお申しつけいただければと存じます。

皆様、資料は、お手元でございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これからの進行につきましては、佐藤会長にお願ひしたいと存じます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和7年度第1回情報公開及び個人情報保護審議会を開会いたします。

本日、事務局から、傍聴希望の方はおられないと報告を受けておりますので、その点に関しましては、お諮りをいたしません。

まず、本日でございますが、議題として、個人情報保護制度に基づく個別の報告が1件、その他、事務局からの報告事項が4件ございます。効率的な議事進行に務めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願ひ申し上げます。

なお、本日も従前と同じく、関係課長の皆様に出席をいただいております。質問の内容によりましては、関係課長よりお答えいただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、それでは、初めに資料1にございます個別報告1「戸籍振り仮名記載に関する業務委託」について、所管課から説明をいただきます。よろしくお願ひいたします。

○戸籍住民課長 改めまして、よろしくお願ひいたします。戸籍住民課長の松崎と申します。よろしくお願ひいたします。

資料に基づきまして、ご説明をいたします。

1、個別報告の根拠でございます。

こちらは利用目的や範囲などの規定になっております。こちらの規定に基づき、ご報告をいたします。

2、個別報告事項でございます。

戸籍法の改正に伴う戸籍記載事項（振り仮名）の追加対応に係る通知書の印刷・発送、コールセンターの設置、郵送・窓口による受付、届出情報のシステム入力等業務を外部委託することとしております。大きく分けて、この4つの業務の外部委託をさせていただいているところでございます。

3、個別報告の内容でございます。

こちらが法改正です。令和7年5月26日に改正が施行されたところでございます。戸籍に振り仮名が追加されるということでございます。

施行日を基準として、板橋区に本籍のある方、約46万人に対して、こういった振り仮名でよろしいですかという通知を発送しております。実際は、1世帯に4件まで、はがきに記載ができますので、25万件ほどの通知を発送します。これを受けて、訂正であったりとか、振り仮名の記載を要望する方の届出を受付します。これらを審査したうえで、戸籍のシステムへ入力することで、振り仮名記載ができることとなります。

この一連の業務について外部委託化することで、業務の効率化を図るものであり、本審議会へご報告させていただいているところでございます。

4、外部委託する業務でございます。

こちらに6つ、記載をさせていただいております。

本籍人への通知の印刷及び発送。

コールセンターにおける問合せ。

郵送による届書の受領、開封。

不備があった場合の再郵送、もう一度、お送りする対応。

現在、区役所本庁舎1階に臨時窓口を設置しているところでございます。こちらにおいて届出の受付をしているところでございます。

届出情報の整合性の確認やシステム入力及びデータの送信作業などを行っております。

項番5の業務フローでございます。

こちらは、まず、別紙で記載をさせていただいているところでございます。別紙と右上に書いてある表を見ていただければと思います。

一番左端に作業工程が記載されております。

2番目に、板橋区役所、区で行う際の、3番目の列が受託事業者が行う業務です。

まずは、5月26日時点で、通知データ、通知を発送するために必要なデータの抽出及び引渡しを板橋区から委託事業者へ行ったところでございます。これに基づいて、委託事業者の通知を印刷して発送しているところでございます。これらが区民の方々へ届きます。

また、委託事業者におきましては、6月2日付でコールセンターを設置しているところでございます。こちらにおいて問合せの対応をしているところです。

これらに関しては、通知を送ったデータなどがコールセンターで共有されているところでございます。

上から3段目の、ここからは受付の話になってきます。

郵送や窓口において届出を受けたもの、こちらについて、発送した情報などと整合性を確認したうえで、受付簿と届出書を区の職員へ引き継ぎます。

大きく分けると、区民の方から郵送で送られてくるもの、その場で記載をして提出されるものなどがございます。こちらを委託事業者が取りまとめて、職員に引き渡します。

区は、受け付けた届出内容を、この内容でよいかというところを審査して、届出書類をもう一度、委託事業者へ戻します。これに基づいて、委託事業者は、戸籍住民課のフロア内で戸籍システムへの入力作業を行います。

最終的に、入力を終えた届出書類などは区へ引き継ぎ、書庫へ保管され、データは法務省へ送信をされます。

上から、受付、確認、審査、システム入力、決裁、データ送信といった流れで、区の職員と委託事業者で個人情報の引渡しをいたします。

フローについては、以上になります。

資料に戻らせていただきます。

6、個人情報の中身のものが記載されております。

こちらについては、戸籍システムなどを閲覧する関係で、必要な情報が全て羅列されています。

7、外部委託する相手先でございます。

既にもう委託自体は実施をしているところでございます。I SMS 認証取得事業者といった形で公募したところでございます。もちろん、今回の事業者は、Pマークも取得している事業者となっております。

8、個人情報の保護措置でございます。

こちらは一般的なものではあるんですけども、幾つか、特徴的なところを抽出してご説明をさせていただきます。

(4)、受託事業者は従事者から個人情報保護に関する誓約書を徴することとなっております。戸籍情報に関するものでございますので、従事者に関しても、委託事業者で精査のうえで雇用していくといった形となっております。

(5)でございます。受託事業者が開設するコールセンターは、セキュリティ対策が多く施された区域とし、IDカード等による入退室管理を行うなど、入退室者を限定するといった記載がございます。今回の事業者も、区とは別のところにセキュリティの方が設定された居所をもってコールセンターを運営しているところでございます。

(6)、受託事業者と区の間の個人情報を含む書類の授受にあたっては、盗難、紛失の防止を図るため、鍵付きの鞆等を利用し、受付簿を作成して、授受の記録を保存するとしております。本庁舎1階の窓口で受け付けたものについても、受け付けた届出書類は鍵付きの鞆にしまったうえで、戸籍住民課の職員へ引き継ぐといった形にさせていただいております。

(7)でございます。

受託事業者と区の間の個人情報を含むデータの授受にあたっては、区のファイルストレージシステムを使用します。区から、戸籍の情報など、通知データなどをお送りするときには、区の指定したファイルストレージシステムを使用して実施しているところでございます。

次のページに行きまして、(12)委託契約の終了時には、データの消去や消去確認の方法を区に説明したうえで、データ消去ソフトウェア等による全データの消去を実施し、データ消去実施証明書を提出することとなっております。

委託機関の終了後、こちらについては、データを削除して、その証明書を区に提出していただきます。

こちらの内容は、以上にさせていただきます。

9でございます。

令和7年5月から、順次、実施をしているところでございます。

担当が戸籍住民課です。説明については以上になります。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

任期が変わりまして、新しく当審議会の委員になってくださいました方もおられますことから、ご質問を承ります前に、ちょっと制度面の説明を先に付け加えさせていただきますたく存じます。

ご案内のように、日本におきましては、かつては各地方公共団体の個人情報保護制度について、それぞれの自治体が定めます条例というものが根拠法ということになっておりました。ところが、先般の国の個人情報保護法の改正によりまして、現在では、国の個人情報保護法が地方公共団体、自治体にも適用されるということになっております。

その結果、従前、当区では、一定のリスクが伴うと考えられる、条例に定める類型の行政活動につきましては、その実際の活動の前に、当審議会に諮問がなされ、そこで事前チェックをしたうえで実際の業務を行っていただくということになっていたわけですけれども、国の法令改正に伴いまして、そのやり方を全国的に廃止すると、法令適合性、リスクチェック等は執行側において責任を持って行うということになりました。

これには、いろいろと批判もございまして、現実的な問題も指摘されているところでございまして、国の法律がそうなったということで。当区といたしましては、どうしようかということで、条例改正に際しまして、個人情報に関して、重要度が高い、あるいは一定のリスクが伴うと考えられるものにつきましては、ただいまご報告いただきましたように、実際に業務が遂行されている段階、あるいは終わった段階、これはタイミングによるわけですけれども、において、個別にご報告をいただくと。そして、それを当審議会において質疑のうえ、チェックをするということで、リスク管理というものに遺漏がないかどうかを確認す

るとともに、当審議会の議事録は、インターネット上、公開されておりますので、区民の皆様方に見ていただくことができるということで、可視性を高めるということになっているわけでございます。

そういった観点から、ただいまご報告いただきましたように、最後のところ、既に本年5月から実際にこの業務というものが行われているという段階、現在進行中の案件でございますけれども、今ご報告をいただいたということになるということでございます。

今回から加わっていただいた委員がおられますので、念のために、私の方から、ご質問いただく前にご紹介したところであります。

ということを前提といたしまして、どうぞ、皆様方、どの角度からでも結構でございます。ご意見、ご質問を承ります。いかがでしょうか。

じゃあ、河野委員、どうぞ。

○河野委員 このフロー図を拝見したときに、今回のいろいろな委託業務をする場所というのが、受付、区役所の中であるものと、あと、コールセンターというのは、区役所ではなくて、その業者さん、この依頼する業者のどこか場所をつくるというお話で、区役所の中ではないということですかね。

○戸籍住民課長 おっしゃるとおりでございます。

○河野委員 なので、ちょっといろいろとご説明がある中で、その書類の受渡しだとかいろいろあるので、その業務をする場所というのが書いてあると、これは区の中ですよとか、コールセンターですよというのが書いてあると、例えば書類の受渡しということを読んだときに、区役所の1階の中でやるのか、それともコールセンターとのやり取りがあるのかみたいなどころも分かりやすかったので、場所が書いてあるとちょっと分かりやすいかなと思います。

保護措置の、3番の「受託事業者と区の間の個人情報を含む書類の授受にあたっては」というところなんですけど、これに関しては、行われる場所が、区の同じフロアのということが書いてあったんですけど、それ以外の書類を区役所から持ち出してどこかに運ぶなんていうことは基本的にはないと考えてよろしいでしょうか。

○戸籍住民課長 戸籍住民課長でございます。

おっしゃるとおりでございます。まず、すみません、資料の不備、申し訳ござ

いませんでした。

コールセンターに関しては、板橋区役所の外にあるところがございます。ただ、こちらとの授受に関しましては、先ほど申し上げたファイルストレージなどを用いて行うものがございます。その個人情報情報を外部に持ち出すといったことは、まず、ございません。

改めて、委託の窓口、本庁舎1階、同じフロアに設置をしているところがございます。

あわせて、戸籍のシステム入力も戸籍住民課のフロア内でございます。

最後、データ入力した書類についても、戸籍住民課の書庫がございますので、同じフロア内で保存するといった形になっておりますので、こちらが外部に持ち出されるといったことはないという考えで大丈夫でございます。

○河野委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

念のために確認しますと、この4ページの業務フロー図の一番左側の板橋区役所は、ここは、当然、区役所の中で行われるものでありまして、受託事業者の上から順番にちょっと確認させてください。

通知データの印刷を行うのは、これは区役所の中ですか、外ですか。

○戸籍住民課長 こちらは外部になります。こちらもファイルストレージをもってデータをお送りし、そちらで通知の印刷、発送がされます。

○会長 これは事業者側のオフィスですね。外ですね。

それから、コールセンターが外。それから、届出の受付ですね。書類が帰ってくるのは、これは区役所に帰ってくる。

○戸籍住民課長 それは区役所に帰ってきます。

○会長 はい。これは中ですね、そうしますと。

整合性の確認作業は1階で行われる、中ですね。

引継ぎも、当然、中になる。下はもうフローはないと書いてくださっているということですので、そういたしますと上二つが、これが事業者のオフィスで行われて、それ以外は区役所内ですと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○戸籍住民課長 おっしゃるとおりでございます。

○会長 はい、ありがとうございます。

他はいかがでございましょう。

どうぞ、寺田委員。すみません、先に寺田委員からお願いします。

○寺田委員 じゃあ、1点だけにいたしますが、同様のところで、8の(10)ですかね。このシステムに格納するデータを暗号化しというところで、最後、データが改ざんされていないか監視するということで、これは監視はどなたがやるのでしょうか。

業者さんなのか、板橋区側なのか。板橋区側であれば、どなたが、どういった部署か確認させてください。

○戸籍住民課 戸籍住民課の職員です。

こちらは区の職員の方で確認する。何かしらちょっと、何かそんな問題が生じたデータに関しては、誰が作業を行ったかの確認もできますので、ログを追うという形でいろいろ特定ができるかと思います。

○寺田委員 分かりました。

○会長 どうぞ、寺田委員。

○寺田委員 ちょっと補足で。結構、システム会社の方で、何かそういった、常時誰か人が監視するんじゃないくて、異常があった場合にはアラートが発生したりとか、そういった形でやっているのもあるかなと思って、そういった形ですかね。何かトラブルがあった、課題があったら、後追いができるという形でしょうか。

○戸籍住民課長 常時監視という形ではなくて、事後にアクセスログを抽出するといった形での対処になります。

○寺田委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

○寺田委員 はい。

○会長 ありがとうございます。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 2つだけ。一つは、対象となる人は、本年5月26日に板橋区に本籍のある人ということで、46万人ということで、これは全国一斉にやるので、その後入ってきた人とかというのはもう対象じゃなくて大丈夫だということを聞きたいのと、もう1つは、8番の個人情報保護措置の(4)の「受託事業者は、従事者から個人情報保護に関する誓約書を徴する」というふうに、ここは特別に

組み立てて、今回、強調させて、先ほどご説明があったんですけど、どんな人を雇って、どういう期間で、何人、人を置くのかは事業者の責任の下でやるんでしょうけれども、一人ひとりの人から確認を取ったことについて、区の方に文書を上げてもらうとかということをやらんでしょうか、そこをお聞きしたいです。

○戸籍住民課長 2点目のうちの一つ目でございます。

令和7年5月26日を基準に通知を作成するといったお話でございます。

委員お見込みのとおり、どの自治体においても、5月26日付でデータを抽出しておりますので、その後、戸籍を移動された方などに関しましても、元の自治体で発送がされることになるというのがまず1点でございます。

あわせて、その施行日以降に、例えば生まれた方とか、新しく戸籍ができた方につきましては、そのときに振り仮名の内容などを確認し、印刷しますので、漏れないようになっております。

2つ目でございます。誓約書でございます。

こちらにつきましては、委託契約の仕様の中で、従事する方に関しましては、身元をはっきりさせ雇用することを示しています。委託事業者が収集した誓約書などを全て区に提出するといったことではございませんが、仕様の中で確認をしております。何かあったときに、我々の方から受託者へ確認をするといった流れになります。

○小林委員 ちょっといいですか。

○会長 どうぞ、小林委員。

○小林委員 じゃあ、誓約書を書いたかどうかは事業者が持っていて、区の方では確認はしないと。何かあったら、誓約書を書いたんですかということを確認するという関係だという。

それはあれですか。個人の誰を雇用しているかということまで区はつかむことができないので、あるいは報告させることができないので、できないという意味なんですか。

○戸籍住民課長 この流れでいうと、少し別の話になってくるんですが、あくまで雇用にあたって、身元を確認してください、ということがまず1点でございます。

そのうえで、今回の事業者さんも全てこの個人情報に関するものでございます

ので、従事するにあたっては、誓約書を記載していただいている、ここまでで、まず一区切りでございます。

改めて、どういった人が従事しているんですかといったことに関しましては、配置であったりとか、そういったメンバー一覧といったものは区には提出をされますので、どういった方が雇用されていますよということは確認が取れます。なので、その人の誓約書まで全て提出してください、といったところにまではなっていないという状況でございます。

○小林委員 分かりました。

○会長 よろしいですか。

他はいかがでございましょうか。

じゃあ、高木委員、お願いします。

○高木委員 よく問題になっているキラキラネームの防止みたいなこととは、どういう関係がありますかね。どうなりますかね。ちょっとそれが心配なんですけど。

○戸籍住民課長 そうですね。例えばですけれども、お客様のお名前が、まず本人の認識と違うといった場合には、訂正というのはもちろんできます。

そのうえで、本人が成人されている場合であったり、自分自身で既に手続きができる方に関しましては、読み仮名を変えるといった手続も可能でございます。

例として、「光宙（ピカチュウ）」という名前があったりとかするかと思えます。こういった方が、例えば「みつなり」とか、別の名前に手続をすることも可能ではございます。なので、キラキラネームを本人は嫌ですと言って変更することも、読み仮名に関しては可能でございます。

ただ、これにあたって、例えば銀行口座であったりとか、いろんな手続、社会保険への影響とか、そういったところまで、全部波及してくるところですので、ご本人様で全て対応手続が必要になってくるということでございます。

○高木委員 ありがとうございます。

○藤越委員 いいですか。

○会長 どうぞ、藤越委員。

○藤越委員 すみません。この外部委託先という決定の仕方は、I SMS 認証の事業者だとか、あとはセキュリティ管理をしっかりしているということでございますけれども、案件によっては、高いレベルからそれぞれのレベルがあるかと思

います。それぞれの案件に関しては、多分、入札する形でそれぞれの案件を決定しているかと思えますけれども、今回の業者というのは、初めての業者なのか、それとも今までもやったことのある業者なのか。

それと、我々保護審議会として、今、事業者の名前は出ていませんけども、そういうものは別に把握というか、そういう公表しないでもいいものなのか、ちょっとその辺りが分からなかったので、教えていただきたいなと思いました。

○会長 1点目は、まず課長に回答をお願いして、2点目は審議会の事務局からお願いしましょう。どうぞ。

○戸籍住民課長 委員がおっしゃるとおりで、入札で決定をしているところでございます。

今回の業者さんは、区が委託をするというのは初めてでございます。なので、仕様の要件にのっとり入札をさせていただきました。

○会長 では、区政情報課長。

○区政情報課長 今回の案件につきましては、調査委員会で、令和7年1月に審議をさせていただいております。

調査委員会と申しますのは、区の個人情報扱う所管課の課長級以上のクラスが審議する委員会でございます。委員長は総務部長でございます。

こちらで、この外部委託事業の個人情報についての保護措置がきちんと取られているかということにつきまして審議させていただき、平成26年になりますが、臨時福祉給付金事業と同じような外部委託の内容で、同様の保護措置が取られているということを、区としては承知したということになります。

その後、個別報告ということで、会長が先ほどご説明いただいたように、事後になりますけれども、報告させていただくという案件となります。

事業者名は、公表できる案件だと思います。

○戸籍住民課長 そうですね。入札ですので、事後でも業者さんを見ることができます。

株式会社NTTマーケティングアクトProCXといった業者でございます。実際、今回の振り仮名通知に関する受付や入力業務については板橋区だけですが、他の区では、区の業務に対する受託実績があるところでございます。通知の印刷、発送については、また別の業者さんで、こちらは株式会社TLPといっ

た業者さんが受託してございます。

○藤越委員 分かっているんですね。

○戸籍住民課長 そうです。

○会長 よろしいですか。

じゃあ、浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 浅野でございます。

前に、何かご質問の中で、そういった内容なのかなということ、私の意図と同じかなというところが酌みとれたところもあるんですけども、この入札で、今、社名の方を拝聴いたしましても、やはりすばらしくしっかりとした会社さんだなというイメージというものはございますけれども、やはり、私、企業を営んでいる身といたしましては、やはり企業の大小にかかわらず、やはりこれだけの、この確認のところで行きますと、氏名、振り仮名から、かなり戸籍の内容の情報に関しまして、かなりこれは重大な個人情報にあたるなというふうに見受けられまして。こちらの方をお預けして取り扱うにふさわしい業者かということは、この入札後におきましても、やはり要件に合ったか合わないかということで、実際にこのコールセンターなりに足をお運びになって、まず監査の方に入られたのか。また、この取扱期間が1年近くあるかと思うんですけども、その間に、こういった取扱いがなされているのかということ、定期監査されるという必要は、やはり取り扱われる情報の重要性からしてもしかるべきかなとは思いますが、そちらの方はどうなのかということ。この印刷に関しまして、印刷をして出力する機械の中にも、ストレージから直接といっても、やはり中には情報が残ると思うんですけども、そこに関しても、細かくデータの消去ということの証明というのは取られるのかをちょっと疑問に思いましたので、質問させていただきたいと思います。

○会長 どうぞ、課長。

○戸籍住民課長 ありがとうございます。

まず1点目ですね。委託事業者に対する監査であったりとか、立入検査といったところがございます。

もちろん、委託事業者に対しては、点検評価というものを必ず行うことになっております。もちろんコールセンターへの立入りであったりとか、日々の業務の

情報の取扱いの検査、そういったものは、委託するにあたっては、ほぼ全ての契約で行うことになっておりますので、これから実施するところでございます。

もう1点目なんですけれども、通知、印刷のデータに関してかと思えます。

まず、こちらは結構、細かく我々の方も指定をしております。実際に通知、印刷に使う端末であったりとか、そういったものに関しては、もうオフラインで外部にも設置しない端末を利用することというのが、まず1点でございます。

そのうえで、通知ですね、今月中に全て発送するところではあります。改めてデータに関しては、最後の処理をすることと決まっておりますので、そのオフラインである端末の内容からデータを消去するよう指定をしているところでございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

○会長 他はいかがでしょう。

会長から、若干、今の2つのご質問ですね。藤越委員、浅野委員につきまして、若干、補足させていただきます。

まず藤越委員からご指摘の点でございますが、先ほどご紹介いたしましたように、当審議会は、かつては事前審査型の手続を取っておりましたが、そこにおきましても、個別の業者がどこであるのかということについて、直接の審議対象とするということはしておりませんでした。これにつきましては、執行側において、基準を定められ、それに合致しているかどうかということについての審査というものを慎重にやっていただくということを前提として、仮に事故となった場合などについて、対応、あるいは現に事故があった場合の事後措置等については、当審議会の審議事項で議論をしたことがもちろん複数回ございますけれども、やはり選定段階におきまして、ここで専門的、技術的な観点から、それを全部チェックするというのは難しいということでございますので、むしろそれは執行機関における専門性といったものに信頼を申し上げるということになっているかと思えます。

それが1点でございます。

今の浅野委員からの質問のうちのプリンターのところの話というのは、非常にこれは悩ましい問題でございまして、まさにご指摘のように、これはコピー機なんかでも実際に問題が起こるんですけれども、昔のプリンターというのは、デー

タがコンピュータから流れて、プリンター自体は言われたとおりにコンピュータのスレッドとして、ただ単にバタバタと打っているだけだったわけですが、今のページプリンターという仕組みですと、一度コンピュータからプリンターにデータを送って、プリンターの中にあるメモリーに記憶をして出力するという形を取りますので、実はデータ自体は一度プリンターにコピーされるという現象が起こると。

最近のコピー機と併用型のプリンターなんかですと、その能力が飛躍的に高まっておりまして、やろうと思えば、3日前にコピーしたデータを取り出して、もう一回印刷したりするといったことができたりすると、そういったようなりスクというのがあるというのはご指摘のとおりだと思います。

こういったものにつきまして、こういったようなレベルでの技術的安全性を確保するのかということについて、これは仕様書の中に入れるというやり方もありましようし、あるいは、もう少し一般的に、そういった技術的安全性の確保措置というものを、業者の責任として対応せよという形でとどめていくというものもありましようし、幾つかのバリエーション、パターンがあると思うんですけども、その点、当区の仕様書、あるいは契約書上は、どんなことになっているのかというのを、できれば補足でご説明いただければと思います。

安全確保措置を取れという抽象的な規定ですかね。

○戸籍住民課長 おっしゃるとおりでございます。おっしゃっていただいたように、当然、プリンター内にデータが残るであろうというところまで想定した仕様にはなっていないというのが正直なところでございます。

○会長 この辺りは、当区の問題でももちろんあるわけですが、IT技術がそういうふうに変ってきているところに伴う新しいリスクの問題として、今、かなり大きく課題が提示されているところでございますので、その辺り、これはIT推進課長ですかね、少し区全体として、こういった新しいリスク対応について、区としてどう取り組まれるのかということ、せつかくの機会ですのでご検討いただいて、どこかのところで、先ほど区政情報課長からご紹介がありました委員会などで、仕様書を策定したり、いろいろルール化していくときの要素の中に加えていただくのがよろしいのではないかと思いますので。すみません、議長の会長が自分の意見を言うとは変ですけど、意見を言うのは本当はいけないのか

もしれませんが、浅野委員からいいご指摘をいただいたと思いましたので、追加させていただきます。

そのような形で、浅野委員、よろしいでしょうか。

○浅野委員 はい。

○会長 ありがとうございます。

他、いかがでございましょうか。

では、飯塚委員。

○飯塚委員 8の(14)なのですが、ここに「受託事業者は、従業者に対し個人情報保護に関する研修を定期的実施する」とあるんですが、これは具体的にどのような内容の研修をしているのかですとか、あとはどれぐらいの頻度で行っているのか、もしくは実際にやったかどうかのチェック、そういったものは何かされていらっしゃるでしょうか。

今回、こちらは、先ほどご指摘もあったとおり、かなりセンシティブな情報をたくさん扱いますので、やはりこういったヒューマンエラーが起こらないように、この研修は意外と大事なのではないかと私は思いましたので、質問させていただきました。

○戸籍住民課長 そうですね、ご質問いただいた内容でございます。

個人情報保護に関する研修で、まずは業務従事にあたってのコンプライアンス意識といったところが、まず最初に出てくるかと思えます。あわせて、実際に今回の委託契約を年度の初めの方から結んで、実際に業務が現れるまで少し時間がたっているところでございます。

届出自体は、まず通知発送が7月だったものですから、ここから戻ってくる、実際に作業がかなり多くなってくるのが8月頃を見込んでいるところでございます。

なので、その時期を見越して、実際に実務にあたって派生したことであったりとか、そういったものに関しては、また改めて研修をしていただくといった流れになっていきます。

その実施した報告につきましては、月次の報告であったりとか、定例であったりとかというところで報告をいただくことになっております。

○飯塚委員 ありがとうございます。

○会長 他はいかがでございましょうか。

最後に1点だけ、私からお伺いしたいと思います。今回のこのプロジェクトですけれども、終了予定の目途はいつでございましょうか。

○戸籍住民課長 今回の制度は、まず届出の期限が定められておりまして、令和8年5月25日まででございまして。こちらで出てきたものの委託事務が全て完了するのが令和8年10月末を目途としておりますので、約1年半ぐらいの契約期間を見込んでいるところでございまして。

○会長 はい。ありがとうございます。

ということで、今の飯塚委員からのご質問の中で、向こうからオン・ザ・ジョブの形で研修が追加されていくということございまして、来年10月までという長い期間でございまして、そういったことが現実に行われるというところで、ぜひ制度的な担保と同時に、実施もお願いできればというふうに思います。

飯塚委員、よろしゅうございましてか。

○飯塚委員 はい。

○会長 他はよろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、本件につきましては、特段、先ほど私が申し上げたことはございまして、それから多くの委員からご指摘いただいたところで、行政側で一般的な問題として受け止めていただくべきことというのが複数あったかと思っておりますけれども、それは本日の議事録の中で確認をいただき、執行側においてご検討いただくということをお願いいたしまして、報告としては了承するというようにしたく存じますが、それでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、本件はこのように取り扱いました。ありがとうございます。

続きまして、今度は、報告事項が4件ほどございまして、それにつきまして事務局からお願いしたく存じます。

資料2でございまして、令和6年度個人情報を取り扱う業務の実地調査報告につきまして、事務局から報告をいただきます。

○区政情報課長 それでは、令和6年度個人情報を取り扱う業務の実地調査報告

書の概要につきましてご説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。

板橋区では、区が保有する個人情報の管理体制につきまして、第三者の視点から評価を行うことにより、個人情報保護のさらなる徹底を図るため、外部評価委員会を設置しております。

令和6年度の外部評価委員会による実地調査につきましては、資料2-2の15ページ、こちらに添付しております「外部評価実施に伴う評価基準」、これに基づきまして、実施をしたところでございます。

恐れ入りますが、資料2-1にお戻りいただきまして、1、対象部課と調査年月日です。

納税課は令和6年10月25日に、国保年金課は11月22日に実地調査を実施いたしました。

2、対象業務と選定理由です。

納税課は納付案内センターに関する業務を、同センターに勤務する委託事業者職員による個人情報流出事故が発生したことから、国保年金課につきましては、国民健康保険回収処理に関する業務の回収処理業者において保険証の紛失事故が発生したことから、個人情報の適正な取扱いや、その後の再発防止策の実施状況などの確認を行ったものでございます。

なお、納税課の事故につきましては、令和5年度第2回保護審議会に、国保年金課の事故は、令和6年度第1回保護審議会に事故報告を行っているところでございます。

実地調査の結果でございますが、3に記載のとおり、納税課、国保年金課、共に改善報告事項は「なし」としておりまして、個人情報の適正な管理や事故後の再発防止策が図られていることが確認されたということが報告されております。

詳細につきましては、資料2-2として報告書の全文を添付しております。

資料2-2の3ページから、納税課の実施調査結果となっております。

資料をお進みいただきまして、4ページの(3)①の外部委託についてをご覧ください。

こちらの中ほどでございますが、板橋区納付案内センターの業務における個人情報漏えい事故の再発防止策として、私物の持込みのチェックの仕組みの変更や

連絡体制の構築を確認した。さらに、納税課における委託業務において、委託事業者への立入検査を行うこととしてございます。

資料をお進みいただきまして、6ページからが国保年金課の実地調査結果となります。

(2) 個人情報の適正管理の方に、お進みいただいて、7ページの⑤文書の廃棄について。

こちらに記載がありますように、国民健康保険証回収処理における個人情報紛失事故の再発防止策として、これまで回収委託事業者に保険証を破砕、廃棄を委託していた、この委託事業の処理につきまして、変更し、所管課において専用のシュレッダーを2台購入して、事務室内で職員が随時シュレッダーで破砕、廃棄する処理に変更したということが確認されております。

また、(3)の①外部委託について。

納税課と同様に、今年度から全ての委託業務について、委託事業者への立入検査を行う検査方法へ変更をしております。

簡単ではございますが、実地調査報告に関する説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

これにつきましても、新しく委員になってくださった方がおられますので、若干、説明を加えていきたいと存じます。

当審議会は、このような形で、会議体として、実施機関その他から様々な情報を提供いただいて、それに対して意見を述べるということをしているわけでございますけれども、その性格がこういう会議体であるということから、なかなか隔靴搔痒といったところもないわけではありません。

そこで、当区におきましては、いつだったか、ちょっと正確に記憶していませんが、私が会長になった後だったとは思いますが、実地調査を行うための別グループチームを編成して、外部有識者による点検を行っております。

当初から、毎年、2か所の課を選びまして、そこに3人の専門家チームを送って、様々な点検を現場で行っていただくという、そういった作業をしております。

現在のメンバーは、そこにごございますように、3人の専門家。お一人は当審議会の、先ほど副会長に、本日はご欠席ですがご就任いただくことになりました、岩隈先生でございます。

それから、もう一方が公認会計士ですね、野口先生。それから、もう一人、齋藤先生というのが、これは情報科学がご専門の方です。

というわけで、法律家、公認会計士、情報科学の専門家というチームを、それぞれの現場に行っていただいておりますね。いろいろ点検していただくということになっております。

そして、その報告書が外部評価委員会から区に提出されるわけですが、職務において重なり合いが非常に大きい当審議会に、毎回ご報告をいただくと、こういった流れになっているわけでございます。

例年ですと、ここで岩隈委員に補足の説明をいただくところなのですが、本日はご欠席ということでございますので、事務局の方からご質問に対してはお答えいただければと思います。

というわけで、前置きが長くなりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

じゃあ、どうぞ、おばた委員。

○おばた委員 すみません。こちらは過去の2つのセキュリティの事故というか、に対して改善を図ったということ、そのうえで改善が図られている状況の確認を実地調査で行いましたよと、その結果として改善提案の事項はありませんでしたというご報告という立てつけの話かと思うんですが、それでよろしかったでしょうか。

○会長 立てつけはちょっと違っておまして、私が答えていいのかな。ちょっと違っておまして、2か所で事故があったというのは動機にすぎません。

目的は、その事故に対する改善がなされているかということに限定されているわけではなくて、その所属における個人情報の取扱いが適正であるかについて、包括的にチェックをいたします。

実は、私はこの外部評価委員会が立ち上がったときの最初のメンバーだったんですけれども、実際には、ケーブルの取り回しがどうなっているとか、あるいはディスプレイの向きが、ここの鏡に反射してお客様に見えちゃうんだとか、そのレベルのチェックもいたします。

相当程度、悉皆的に職場環境を含めた調査をしたうえで対応するというので、

今、おばた委員がおっしゃっていただいたことは重要な要素であり、動機ではありませんけれども、そこに限定されているという立てつけではございません。

○おばた委員 分かりました。ありがとうございます。

そういった意味で、この報告書が様々な観点からチェックをされたというようなところで理解いたしたところではあります。納税課の方で、その業務の中で、今回、このスマートフォンの動画アプリを介してという部分ですので、包括的にチェックをなされたということではあります。特にこのスマートフォンの持込みについての、単純にこのセキュリティの問題点については、業務の場所に対して、スマホの利用制限であるとか、持込みであるとかといったところの対応が必要なのかなというふうに、単純には思うんですけれども、そちらについての対応について、すみません、どのような対応がなされているのかというところをお聞きしたいんですけれども。

○会長 先ほど課長からありましたところですね。ちょっと補足していただけますか。

区政情報課長。

○区政情報課長 スマホの持込みでございます。委託業務で必要なもの以外は持ち込ませないということで、委託事業者については、そういったことを仕様でうたっておりまして、また、持ち込む場合にも透明な袋に入れて、何を持ち込むかについては厳重に確認させていただいているというところでございます。

○おばた委員 ありがとうございます。

その対応で、簡単に言うと、その事故は今後は防げるという認識で大丈夫でしょうか。

○区政情報課長 はい。事故の未然防止、また再発防止に向けては、そういったこの事故をきっかけといたしまして、ここがリスク管理として必要だということを確認いたしましたので、これをきっかけとして、防止に努めているところでございます。

○尾科委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○会長 はい、どうぞ。副区長、お願いします。

○尾科委員 補足なんですけど。

○会長 お願いいたします。

○尾科委員 当時の総務部長をしていましたので、ちょうど、所管の部長ということで。この持ち込むこと自体は通常の職員とか、従業員の方はちゃんと守って、本案件の特殊性は、それをチェックする業者の班長というのですかね、その方が持ち込んだということなので、本来チェックして、性善説だとそういうことはやらない方がやってしまったのが問題なので、それについて、じゃあ、その監督者の人が性悪説と考えて、やらないようにするにはどうするかということで、この4ページの真ん中の、先ほど区政情報課長が説明したような形で、私物の持込みを毎日確認したうえで、業務日報を記入して、区の職員が必ずそれを見ると、その監督者も含めて全部見るという形にすると同時に、その管理者が、もし不正行為を察知したオペレーターの方が見た場合は、それをちゃんと通報する連絡系統をつくるということで、それを抑えようというふうにしていますので、ちょっと通常のことは一応やっていたんですけど、管理者がやってしまったということで、ちょっと問題なので、このような記載のふうになっております。

○おばた委員 大丈夫です。分かりました。

○会長 よろしいですか。ありがとうございます。

他はよろしいですか。

どうぞ、浅野委員。

○浅野委員 これはちょっと読み込む前で申し訳ないんですけども、純粋な疑問が二つありまして、今の外部委託の業者の選定に関しまして、たしか、これは係の方が動画配信をされていたという案件です。

ヒューマンエラーとしては非常にずさんなものだと思っております。これに関しては、やはり外からいろいろとチェックすることも必要なんですけれども、そのようなことを許した業者さんというものが、まだ契約対象として残っているのかというのを1点思っています。

あともう一つ、8ページのところに、受領したものを漏れなくシュレッダーで破碎されているのかの管理が必要であるということで、こちらの方はすばらしく、必要なことだとは思いますが、このシュレッダーをされた後に溶解処理などがされていないならば、これのごみはどうなっているのかなと思っております。

このシュレッダーはやはり破碎されているだけですので、つなぎ合わせようと思えば、非常に手間をかければ、つなぎ合わせられるものですので、このごみに

関して、ちょっとうちの会社でもあったんですけど、ビニール袋に入れて普通にごみ処理のところまで潰してしまうと、それで袋が破れて飛び散ってしまうということもありますので、そこまでを含めての個人情報の処理かと思っておりますので、そのところを2件、お伺いしたいなと思っております。

○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 ご質問、ありがとうございます。

1点目、納税課の事業者の件です。

こちら指名停止処分になりまして、この後、選定を別の事業者が行っているところがございます。

2点目の国保年金課の保険証のシュレッダー処理についてでございます。

私は、もう一度、今年度に入りましても、現地と、また、シュレッダー処理の状況を確認してまいりました。シュレッダーの機械につきましては、かなり細かく粉碎しておりますので、つなぎ合わせて何かを文字にする、判読することは不可能ということで、きちんと毎日、毎日、それを帳簿と確認しまして、突き合わせているということで、職員はかなり作業は増加したということですが、個人情報保護のために毎日やっているという状況を確認させていただいたところがございます。

○浅野委員 ありがとうございます。その破碎された後のシュレッダーのごみは。

○区政情報課長 ごみは判読不能ですが、それは廃棄いたします。

○浅野委員 可燃ごみ。一般ごみでしょうか。

○区政情報課長 事業者のごみとして廃棄いたします。

○浅野委員 分かりました。

○会長 ありがとうございます。

他はよろしいですか。

それでは、報告書そのものから出発いたしまして、報告対象についても若干ご質問等をいただきまして、大分理解が深まったことかと思っております。

本件につきましては、報告を承ったということでよろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、次へ進みます。

資料3に変わります。令和6年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況につきまして、事務局から報告をいただきます。

○区政情報課長 それでは、資料3に基づきまして、令和6年度情報公開制度、個人情報保護制度の実施状況についてご報告をいたします。

板橋区情報公開条例及び施行規則に基づきまして、毎年6月末日までに、区ホームページや広報いたばしで公表している内容の詳細の報告でございます。

なお、本日、広報いたばしの6月28日号を机上配付させていただきましたので、後ほど5ページをご覧いただければと存じます。

それでは、資料に戻りまして、資料3、表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

令和6年度の情報公開制度の実施状況を説明いたします。

1、公文書公開請求の処理状況の表でございます。

請求の件数、人数につきましては、1,091人の方から1,491件の請求がありました。

決定状況につきましては、1,491件の公開請求のうち、全部公開したもの、741件、部分公開が677件でした。

非公開となった5件につきましては、事業計画を維持するためなど、行政運営情報に関するものが2件、個人に関する情報が1件、法人に関する情報が1件、法令に基づくマル秘ということで1件などで非公開としたものでございます。

次に、不存在の66件の理由につきましては、そもそも文書自体が存在しない請求が大部分で、文書保存年限を過ぎて廃棄されたというものもございました。

取下げの2件です。これは、公開決定後に不要になったとの連絡が入ったものでございます。

公開方法は、写しの交付がほとんどで、1,207件、交付枚数は1万2,411枚でした。

2、公文書公開請求の種類別件数です。

中ほどの住環境に関する情報、970件が最も多く、全体の65%を占めています。内容は、中高層建築物の標識設置届処理簿、道路の位置確認図などです。

続いて、区政一般に関する情報が232件となっています。内容は、業務委託や指定管理者選定に関する文書、区の施設の工事関係文書です。

続いて、保健衛生に関する業務が209件となっています。内容は、飲食業関係許認可処理簿や医療機関、理容所、美容所一覧などですけれども、令和5年度、627件から、418件減少して、209件となりました。

この要因につきましては、令和6年3月から区の公式ホームページにおきまして、これらの一覧表の公開を開始して、区政情報課に情報公開請求をしなくても、区のホームページからこれらの情報を入手できるように改善したためかと思っております。

3、公開請求数の推移、過去10年間です。

令和4年度、2,313件と、この10年で最も多い公開請求がありました。令和5年度、令和6年度と減少しています。

これは、先ほどお話しさせていただいたように、令和4年度まで住環境に関する情報の中高層建築などの処理簿、また、位置関係の位置確認図、それから、保健衛生に関する情報の飲食業関係許認可処理簿や理容所、美容所一覧など、建築業やサービス業の届出に関する公開請求が伸びていたところでございますけれども、区ホームページで公開可能な文書等を実施することによって、減少に至ったものと考えております。

続きまして、3ページにお進みください。

こちらは、個人情報保護制度の実施状況となります。

1、保有個人情報開示等請求の処理状況です。

まず請求につきましては、100人から175件の請求がありました。

決定状況では、全部開示が77件、部分開示が53件、合わせて130件でした。

不存在の41件で最も多いものは、住民票や戸籍証明等の開示請求です。

免許証を落として、一時不明となっていたことを契機に、第三者がご自身の個人情報取得していないか確認のため請求されることなどの例がありました。

2、請求者100人の内訳は、本人からが75件、代理人からが25件となっております。

3、保有個人情報開示請求等の種類別数です。

2段目の福祉に関する業務が最も多く、121件で全体の7割を占めております。

内容につきましては、生活保護関係文書などです。

4、請求件数の推移です。

令和4年度が最も多く398件でしたが、令和5年4月1日の法改正によりまして、介護保険認定関係の個人情報請求を直接介護保険課の窓口で受け付けることが可能となったため、令和5年度に200件近く減少し、令和6年度は、令和5年から39件減少しております。

4ページにお進みください。

5、個人情報業務登録の状況です。

板橋区個人情報保護法施行条例第3条第1項に基づきまして、区政全体の個人情報を扱う業務登録を行っております。その令和7年3月31日現在の状況を区分別に一覧にしております。

業務登録簿は、区長部局359、教育委員会と行政委員会が83、合計で442業務。これを業務の所管課別の数を記載しております。

これらの業務に係る外部委託記録票、また、目的外利用記録票、外部提供記録票、電算処理ファイル保有記録票、それらはそれぞれ表に記載のと通りの所管課別の件数になっております。

5ページからずっと進んできまして、24ページまで、これが令和6年度の個人情報業務登録届出の状況を項目別にまとめた一覧です。ちょっと資料が多くなっております。

5ページから6ページにつきましては、6-1といたしまして、外部委託についての届出でございます。

7ページにつきましては、6-2、目的外利用のものです。

8ページが6-3、外部提供。

それから、9ページが6-4、電算処理となっております。

こちら、9ページの例でご覧いただいて、表の右の列に適用根拠というところがございます。こちらに「事務局承認」、また、3段目に「主管課ヒア」なども書いてございます。こちらの説明を少しさせていただきます。

「事務局承認」と申しますのは、過去の保護審議会等で承認済みの案件と同等の個人情報保護措置が講じられていると認められる場合に、区政情報課とIT推進課の合議で承認したものでございます。

次の「主管課ヒア」というものは、事務局承認より一つレベル感の高いものでございまして、過去の類似案件とは言えないものにつきまして、区政情報課とIT推進課合同で、主管課とヒアリングを行いまして、保護措置の適正さを審査して承認したものでございます。

「調査委員会」につきましては、こちらは、6ページまで戻っていただいて、6ページの中ほどに「調査委員会」というのがございます。先ほどの戸籍住民課の戸籍に関する業務のところとなります。

「調査委員会」につきましては、最もレベル感の高いものでございまして、新たな枠組みで個人情報の取扱いを行う場合などに、主管課ヒアを行ったうえで開催する会議体ということになります。

こちら個人情報の取扱いが多い所管課長が集まりまして、個人情報の保護措置を審議して承認しております。

10ページから24ページ、こちらは6-5、その他としてまとめております。

その他で変更内容の最も多いものにつきましては、組織改正に伴う登録や修正、廃止となっております。

その他、LOGOフォーム利用に伴う電算処理ファイル保有記録票の追加ですとか、ガバメントクラウド移行に伴う外部委託記録票の追加等も多くなっているところがございます。

最後に、25ページ。

7、特定個人情報等事務登録の状況です。

こちらは板橋区個人情報及び特定個人情報の取扱いに関する条例11条に基づきまして登録をしています、マイナンバー利用に係る事務について管理する事業の一覧となっております。

全51事業で、評価書数は前年度からの変更はございません。

長くなりましたが、報告は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見を賜ります。

よろしいですか。特段の追加のご質問がなければ、本件につきましては報告を了承するというようにしたいと存じます。

(なし)

○会長 ありがとうございます。それでは、本件は以上といたします。

次に、資料4になります。

令和6年度特定個人情報保護評価書の変更状況について、これも事務局からご報告をお願いいたします。

○区政情報課長 それでは、資料4、A4横の資料をご覧いただければと存じます。

先ほど資料3でご覧いただきました、マイナンバー利用事務につきまして、適正に評価書が見直されているかを確認するための資料でございます。

まず、特定個人情報保護評価書の年1回の見直しによる変更ということで、この資料の説明をさせていただきます。

(1) 令和6年度マイナンバー利用事務・しきい値判断の見直しです。マイナンバー利用事務の対象者数、取扱者数を再精査するもので、基準年月日を令和6年4月1日として人数を変更しております。

したがって、表の中ほど(1)、表の中ほどよりちょっと右寄りの1、年1回見直しの(1)ですね。こちらのところには、全評価書番号の評価書につきまして、全項目に「○」がついております。

全項目調査を行う事務は3事業。評価書番号1と、2と、14。

また、重点項目調査を行う5事業、3と、4、5、6、41と、前年度と種別変更を行う事務はありませんでした。

その他の事務全て、基礎項目で行っているところでございます。

(2) 組織改正に伴う担当部署・連絡先の記載の変更でございます。区組織の改編や名称変更などにより変更したものを(2)の列に「○」をつけています。これは12事業ございました。

(3) が、事務内容の精査等による表記等の変更です。こちらにつきましても、12事業ありました。

変更内容の多いものについては、事務の概要欄の記載の見直し、委託業者変更に伴う委託先名などの修正です。

(4) が評価書番号2だけ、1事業ございまして、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への公的給付の支給に伴う事務概要の追記です。

こちらは、2の個人住民税の賦課に関する事務1件で、内容は定額減税不足分

を住民税非課税世帯等に給付する事務の実施によるものです。

2、その他の理由による変更というのがございます。

これは、ガバメントクラウドサービス利用による重要な変更で、8業務ありました。これは、国のガバメントクラウドサービス利用にあたり、対象者が10万人以上で、全項目または重点項目の重要な変更に当たるために、令和6年度小委員会でご審議いただき、保護審議会で事前承認を受けているものでございます。

こちらは、8事業で、先ほど説明したとおり、1から6、1番から6番と、少し飛んでいただきまして、14番でございます。

説明は以上になります。よろしくどうぞお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

今のご説明に関して、1点だけ、議長の方から補足させていただきます。

この特定個人情報、これは簡単に申し上げますと、マイナンバーを含む個人情報ということなんですけれども、これに関しましては、実は当審議会の役割が若干特別なものがございます。

と申しますのは、一般的な個人情報保護法が地方公共団体にも適用されることになりまして、先ほどご紹介いたしましたように、当審議会は事前審査型の業務を行わずに、事後チェックというやり方で、透明性確保に尽力するということになっているわけですが、もう一つ別の、いわゆるマイナンバー法という法律に基づきまして、マイナンバーを含む特定個人情報の取扱いが適正であるかについてというものを、各地方公共団体は事前にこのような形でチェックし、それを恒常的に繰り返していく。こういったことが義務づけられております。

その法律の下に、第三者機関がちゃんとそれをチェックしなければならないということが義務づけられておりまして、板橋区におきましては、その第三者機関としての実質的なチェックを行うのを、当審議会の小委員会という組織。これは委員がご案内のように、区民代表の皆様、議会代表の皆様、学識経験者から成っているわけですが、学識経験者を中心とするメンバーで作っている委員会でございますが、ここが実質的な審査を担う。

そのうえで、これは当審議会の小委員会ですので、この審議会にご報告をして、そこで最終確認をいただいて、国の個人情報保護委員会等にも報告をすると、こういう仕組みになっております。

したがって、当審議会は個人情報保護法、一般法との関係では事前チェックは行いませんけれども、特定個人情報保護法との関係では、事前チェック型の仕組みの一部を担っているということになっております。

今、課長から、昨年度、令和6年のところで事前チェックをしたうえで承認をというご発言ございましたけれども、冒頭、私がお説明した、うちは事前チェックをやらないよというところと、そこが食い違っておりますので、あれと違和感を感じられた方、委員がおられるかもしれませんので、あらかじめその点、ご説明をしておきたく存じます。

簡単にまとめますと、当審議会の元となっている関連法令と言った方がいいかもしれませんが、個人情報保護法以外に、特定個人情報保護法がございまして、特定個人情報保護法との関係では、事前チェックの機能を引き続き担っていると、そういうことでございます。

ということをお前提といたしまして、ご質問、ご意見がございましたら承りますが、いかがでしょうか。

課長。

○区政情報課長 すみません。先ほど説明の補足を1点、お願いいたします。

ガバメントクラウドサービスの利用による重要な変更8事務の紹介で、8事業、1から6と14と41、これで8になります。失礼いたしました。

○会長 ありがとうございます。

それで、今、手を挙げてくださったのは、寺田委員、お願いいたします。

○寺田委員 いや、大丈夫です。

○会長 よろしいですか。今のことですか。

○寺田委員 そうですね。もうまさしく、今のことで。

そうですね。6の「及び」があって、これで2カウントになって8業務なのかなと思ったので、41もということでしたので、大丈夫です。

○会長 ありがとうございます。

他は、いかがでございましょうか。

どうぞ、おばた委員。

○おばた委員 ありがとうございます。

この個人情報というのは、一つの大きなサーバーといいますか、データがあっ

て、その中でソートをかけて、例えば児童に対する手当及び医療に関する事務というふうに、対象となるユーザーというか、人のチェックがあって、それを引っ張り出してきているというようなイメージなのか。それとも、様々なデータサーバーがある中で、児童に対する手当及びというものは、こちらのデータから引っ張ってくるとこうなりますよということなのか。

そのデータのありようというか、どのように保持されているのかということをお伺いしたいと思います。

○会長 これはIT推進課長ですかね。お願いします。

○IT推進課長 ご質問ありがとうございます。

基本的には両方でして、共通する情報については共通のところで管理をしていますし、それぞれのシステムが個別にしか持っていない情報もありますので、そちらは個別に管理をしているというところでございます。

○おばた委員 分かりました。ジョインしているというようなことで理解いたしました。

あと、最後なんですけども、この14番の対象者数が、区の人口57万人を超えて、71万人となっているんですけど、これは一体どこのどの方々なのかなということがちょっと分からなかったので、教えていただければと思います。

○会長 区政情報課長、お願いします。

○区政情報課長 こちらは、区民の住民数より多いのは、過去にも予防接種を受けた方を積算しておりますので、その提出した方も足してという。予防接種、いろいろな種類がございますので、こういった数ということでございます。

○おばた委員 ちなみに、それは過去何年とかということになっているんでしょうか。

令和6年度のしきい値判断ということで71万人ということですけども、いつからのものでその人数となっているのかというのが、もし分かりましたらお願いいたします。

○区政情報課長 文書管理規程で、文書の管理の期限がございます。この予防接種業務に関しまして、マイナンバーを使ってから、どのぐらいの保存年限によって、所管課が年1回のもので対象者数を確認して、こちらの評価書に書きますので、ちょっと今現在、何人ということはお答えできない状況でございます。

○会長 数字がそうになっているという理由は今ご説明いただきましたけれども、細かい数字等につきましては、次回の審議会までにお答えいただくということでよろしいでしょうか、おばた委員。

○おばた委員 はい。

○会長 では、そのような形でお願いいたします。

○区政情報課長 確認させていただきます。ありがとうございます。

○おばた委員 ありがとうございます。

○会長 よろしゅうございますか。

○高木委員 すみません、ちょっと。

○会長 高木委員、お願いします。

○高木委員 ここにはある対象者数というのは、例えば1番の57万4,768って書いてありますが、これは区民数と考えていいわけですか。

○会長 区政情報課長、お願いします。

○区政情報課長 こちらは住民基本台帳ですので、住民数ということになります。

○高木委員 そうすると、7番の高齢者というのは、これは私が対象になっているんですが9万4,723という、高齢者の人数はこれだけですか。

○区政情報課長 後期高齢者医療に関わっている対象者ということです。

○高木委員 なるほど。

○区政情報課長 75歳を要件として。

○高木委員 いろいろ医療でお世話になっている、その人数ということですね。

○区政情報課長 はい、そうです。

○高木委員 分かりました。

○会長 あとはよろしゅうございますか。

(なし)

○会長 それでは、本件につきましても、ご報告をいただいたということで了解したいと思います。

続きまして、情報公開及び個人情報保護審査会の答申につきまして、事務局から報告をいただきます。よろしく申し上げます。

○区政情報課長 それでは、資料5をご覧ください。

自己情報等開示等請求に対する審査請求に係る令和6年度情報公開及び個人情報

報保護審査会の答申につきまして、概要をご説明させていただきます。

審査会につきましては、情報公開請求、保有個人情報等開示等請求に対して、処分庁、板橋区などですけど、が決定した処分につきまして、審査請求がなされた場合、区長からの諮問を受け、審議を行い、区長へ答申を行う会議体でございます。

令和6年度は3回開催しております、今回1件の答申がございました。

答申の概要をご説明いたします。

1、件名。

(1) (2)に記載のとおり、令和4年9月と11月になされた自己情報等開示等請求に対しまして、区長、教育委員会が行った自己情報等記録不存在決定処分を不服として、審査請求がされたものです。

2、審査請求の経過です。

請求人は、(1)①審査請求人、ご本人になりますが、平成27年に届け出たご本人のお子様の保育園の転園、小学校の転校に関する書類。②住民票等の異動・変更に関する手続に伴う住民票等交付申請書等の開示請求をいたしました。

(2)これらに対しまして、区長は、処分1から7の自己情報等記録不存在の決定を行いました。

2ページにお進みください。

そして、これを審査請求人に通知したところでございます。

3、審査請求人は、これらの処分を取り消し、開示請求対象文書の全部を開示するように求める審査請求を行いまして、区は令和4年11月、12月、これを受理しております。

3ページにお進みください。

3ページの4でございます。

この審査請求に対しまして、区では令和6年5月28日、区長からの諮問を受けまして、審査会を開催し、審査を実施いたしました。

5、審査会の結論及び理由でございます。

結論につきましては、処分庁が審査請求人に対して行った自己情報等開示等請求に対する自己情報等の不存在決定処分とした判断は妥当でありまして、これを維持するという内容でございました。

その理由としては、主に2点でございます。

一つに処分庁、つまり区や教育委員会が文書不存在の根拠としている保存期間は、板橋区文書管理規程に基づくものであり、保存期間を経過した文書は廃棄しなければならないとしていることから、文書不存在は合理性があるということ。

二つ目は、処分庁が開示対象文書を紙媒体のみで保存し、電子データを保存していないことについては、紙媒体の文書を全てデジタルデータとして保管していることが一般化しているとは言えず、デジタル化した情報についても、保存期間の満了により廃棄されていることになるというものです。

最後に、5ページの6、審査請求に対する決定です。

区長は、この答申を受けまして、本件に関わる審査請求については棄却し、令和6年11月15日付で審査請求人に通知をいたしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

本件につきましてもご質問を承ります前に、議長として1点、これだけ新しい法令ですので、本件が当審議会の報告事項になっている理由等について付け加えておきたいと存じます。

ただいまの答申に関しましては、当区に置かれております別組織でございます情報公開及び個人情報保護審査会の答申でございます。

この審議会と審査会の関係でございますが、こちらの審査会というのは、いわゆる行政不服審査の一環といたしまして、区が行いました行政処分に対して不服があるという方が申立てをするということができます。

その場合に、実施機関におきましては、審査会に諮問いたしまして、専門的知見からの意見を求め、その意見に基づいて決定を行うという、そういう手続が取られるというものでございまして、個別の案件についての処理の仕方が適正だったかどうかということをチェックするというのが制度の趣旨ということになります。

それに対しまして、当審議会は、個人情報保護及び情報公開の制度そのもの、これが適正に運用されるようにモニタリングするということが主たる役割ということになります。

そういたしますと、実は本件のような個別案件につきましても答申というよう

なもの、どうしてこの審議会にかかってくるかということが問題になるわけですが、この際、私たちが審議会として、言わば上級審を行うわけではないという点、これがポイントでございます。

審査会の行った判断は専門家による判断として、区長あるいは教育委員会に対して答申という形で示されまして、それに基づく判断を行政処分として行うというのが執行機関の責務でございます。私ども審議会が、これに対して、言わば地方裁判所に対する高等裁判所であるかのように、審査会の判断がおかしいというような統制的チェックというものを行うということは予定されておられません。

では、なぜここにこれが来るかといいますと、個別の案件に含まれている様々な論点から、実はこれは制度的な問題があると。審査会はこうおっしゃっているその背後には、制度自体を直すことによって、よりよい解決策が図られるということがあり得ると、そういったことを我々審議会において抽出して、必要に応じて、当審議会は区長に対して建議をする権限は持っておりますので、条例改正等をやったらどうですかといったようなことを上申していくというようなことになげるとというのがそもそもの制度趣旨であるというふうに、議長としては理解しております。

というわけで、ご質問、ご意見を賜りますけれども、以上のことを前提といたしまして、同様の機関ではございますけれども、審査会の行った判断そのものというものについての副審的、ひっくり返す、再審査というやり方ではないということをご質問、ご意見をいただければ幸いです。

ということで、いかがでございましょうか。

じゃあ、おばた委員、お願いいたします。

○おばた委員 すみません、1点だけ。この保存年限5年というところの根拠とございますか、なぜ5年なのかというところが、容量的な部分なのか、また、どういった理由で定められているのかというのを確認させてください。

○会長 区政情報課長、お願いします。

○区政情報課長 今回の案件につきましては、保存年限5年のものだけではございませんで、請求人が幾つか文書を請求しておりまして、法律に基づいてですとか、そういったもので規定されている年限もございます。

こちらの文書の年限の決め方でございますが、法的なもの以外につきましては、

総務課の文書係で文書分類という類型を設けておりました、それによって、その文書管理規程で、1年保存、3年保存、5年、10年、長期保存などということ、フォルダ管理の定めに従って決めるということになっております。

また、廃棄、先ほど説明もいたしました、主務課長につきましては、保管、運用、保存、文書等の保存期間が経過したときには、公文書館等に移管する文書等のほかは速やかに廃棄しなければならないということになっております。

○会長 おばた委員、よろしいでしょうか。もうちょっと追加でご質問されますか。

○おばた委員 この場では、大丈夫です。

○会長 よろしいということですか。ありがとうございます。

先ほど申しあげました正当論との関係でいきますと、本日、これを私はお諮りを皆さんにするところまではちょっとまだ考えが熟していないんですけれども、そもそも紙の保存ということを前提に定められているルールですよ。

ですから、倉庫の容量ですとか、古い紙が劣化していくとか、あるいは、もう散逸して危ないとかといったことを前提とする保存年限の在り方と、デジタルデータの保存年限というものを同じにした方がいいのか、別の考え方で年限を考え直した方がいいのかというのは、当区だけではなくて、大変重要な問題に今後なっていくんだろうと思います。

とりわけ、審査会の答申が指摘しておられるように、実はこれは破棄をしなければならないという規定になっているわけですね。保存年限を超えたものをいつまでも持ち続けてはいけません。

これは、区の行政の在り方としては非常に公平性が担保できる。例えば、行政が保存している文書が、ある民事紛争により、一方の当事者に有利で、他方の当事者には不利だといったものについて、たまたま残っていましたがというようなものが出ていきますと、区が一方当事者の民事紛争に対して有利な情報を、法令の根拠なく提供したということになりかねませんので、そういったような制度設計との関係を含めて、将来的に、どこかで文書保存年限の在り方というものと個人情報保護の関係というのを検討するということが必要ではないかというふうには、個人的に考えているところでございますが。ちょっと、まだ考えがうまく整理できておりませんもので、本日は、というわけで、区長に対して上申をすることを、

建議をすることを前提として議論を始めましょうというお諮りは、私の方からは今日の段階では控えておきたいというふうに考えております。

また、委員の皆様からも、タイミングを見まして、そういったことについて、こんな方向で考えたらどうですか等々のご発言がございましたら、議長としても改めて検討させていただきたいと考えておりますので、その節はよろしくご協力いただければと思います。

おばた委員、そんなようなまとめでいかがでしょうか。

○おばた委員 私がこの保存年限5年の根拠というのをご質問したのは、まさに今会長に申し上げていただいたような観点の議論が今後必要じゃないかなというようにも踏まえての質問でしたので、まさにというところで、ぜひ今後、議論が深まれば良いなというふうに思っております。

○会長 ありがとうございます。

区政情報課長、お願いします。

○区政情報課長 少しだけ区の動きとして、補足させていただきたいと存じます。

区では、文書の電子起案、電子化によるペーパーレス化、DX化を進めております。文書管理規程上の保存年限で決められたものにつきましては、紙のみならず、電子起案のものにつきましても全て一括で消去するというようにしておりますので、データ上も起案文書については全て消去させていただいているところでございます。

ですので、先ほど申し上げましたとおり、文書管理規程にのっとり運用を区では行っており、電子化の方向性については加速しております。

○会長 ありがとうございます。

今のご説明、まさに現時点において区が採用しておられる、公正であるとして、紙であろうと、データであろうと同じように扱うということですが、先ほど議論に将来的になるだろうというのは、そもそもこの5年とか、3年というのは法律に由来している具体的な数字ではなくて、文書の量などに着目している場合というのは、そもそもそれだったら、データならもうちょっと持てるよねというような議論は、十分、根拠としては考えられるわけですから、その辺はむしろ、今の仕組みが悪いということではなくて、デジタル時代の文書管理そのものの在り方を考えるということが将来的には必要だろうという趣旨でございました。

補足を課長からいただきました。ありがとうございます。

どうぞ、飯塚委員。

○飯塚委員 ちょっと余談ではあるんですけども、私、弁護士として、しばしばいわゆる職務上請求というもので、行政に対して戸籍を取ったり、住民票を取ったりするんですけど、以前、戸籍の除票の付票を取ろうとしましたら、保管期限を過ぎていたんです。

なんですけれど、データとしては残っているはずだから出してほしいと言ったら、出していただけた区があったんですね。これを今、板橋の取扱いをお聞きしたら、消去されているというお話だった。その区はたまたま消去を怠っていたんだと思うんですけど、「分かりました。出します」と言って、こっそり出してくださいったことがあって。それがいいか悪いかは別にして、やはりデータと紙媒体というのは、本質的にやっぱり違うんだろかなというのはちょっとそのとき思いましたので、いや、板橋区はさすがだなと思いました。すごく厳正にやっていたらっしゃる。ちょっと感動しました。

すみません。以上です。

○会長 ありがとうございます。いや、まさに難しいですよ、それね。本当に、論理的にはあってはならないものが実際にはあった場合に、どう対応するかというようなことだと思うんですね。このデジタルの時代では幾らでも起こり得るということですので、ちょっと考えていく必要があるかなというふうに思います。ありがとうございます。

というわけで、本件につきましては、冒頭申し上げました制度的に少し考えるべききっかけが含まれているかなという案件でございますので、本日は先ほど申し上げましたように、各論的なお諮りはいたしませんけれども、まず記録にとどめて、そのようなことが課題として考えられているということを区民の皆様に議事録等でお示しするとともに、適切なタイミングで、この問題について、少し勉強会的なところから始めざるを得ないのかなと思いますけれども、考えていくということを区民の人に向けて準備していきたいと考えております。どうもありがとうございました。

では、本件もこれ、報告を了とすることによろしゅうございましょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。では、そのようにいたします。

そういたしますと、本日につきましては、議長において、事務局と準備させていただいた案件は全て終了いたしました。

特段、委員の皆様からご発言がなければ、事務局に進行を戻したいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、高木委員。

○高木委員 ちょっと余談でいけないんですが、データの保存とか、そういうことはデジタル化した場合に、100年後になっても、私どもが100年前のあれを復元できるかどうかという、そんな非常に疑問がしていて。

例えば私なんか、音楽だけでも、昔のオープンリールからカセットリールになって、MDになって、もうそれは駄目なんですよ、今は使えない。それが今度、CDになって、あとHDとか、将来どういうぐらいになるんですかね、その見通しは。

○会長 IT推進課長。

○高木委員 すみません。余計なことをしゃべっちゃって。

○会長 いや、いや。

○IT推進課長 ありがとうございます。

委員がおっしゃるとおり、媒体の問題がデータの保存というものはあるんですけども、新しい媒体が登場するときは、次の媒体に移したいというニーズが委員おっしゃるとおり、皆さんにあると思ひまして、そういう技術が今発展してきております。

VHSから新しいデジタルデータに移っていく技術も発展してきておりますので、そういった意味では、やはり残り続けるデータは残り続けるのかなと。

それは残したいという方が、どれだけのコストを払うのかという部分になってくるかと思ひますので、最終的にはデータの保有者である我々の選択なのかなと思ひます。

以上でございます。

○高木委員 どうもありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

技術的な永続性の問題と予算の問題と、マンパワーの問題と、そういったもの

が非常に複雑に絡んでくるところで、永久保存というデータが本当に永久に保存できるのかと言われると非常に難しいところが出てきているかと思います。

私、本業が大学の教員なんですけれども、いわゆる学籍系のデータって永久保存しなきゃいけないはずなんですけども、大学冬の時代で、保存する主体自体が消滅してしまっているということすら起こりかねませんので、その意味で、本当に保存主体がなくなったデータを永久にどうやってつないでいくのかといったようなことも含めて、ちょっとこれも面白いテーマというか、考えなきゃいけないテーマでありますので、改めて勉強させてください。ありがとうございました。

他はよろしゅうございますか。

(なし)

○会長 それでは、本日の審議は以上といたします。

事務局、お願いいたします。

○区政情報課長 次回の審議会のご案内させていただきます。

次回の審議会につきましては、11月17日月曜日の午後3時から。場所は、本日と同じ区役所南館4階の災害対策室を予定しております。

少し先になりますので、正式な開催のご案内につきましては、改めて事務局からご通知を差し上げたいと思います。

本日はお忙しい中、また大変お暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。